

## 第二章 アメリカ外交の伝統・理念と日米同盟の形成

佐々木卓也

### はじめに

本稿の目的は、アメリカ外交の伝統と理念の歴史的な文脈に日米同盟を位置づけるとともに、日米同盟に投影されたアメリカ的同盟の特徴を分析することである。

### 1. アメリカ外交の伝統と理念

アメリカの建国の父祖が外交的孤立主義を採択した背景には、ヨーロッパの君主制、戦争、軍備に対する独特の見方があった。それは、歴史家ウッドによれば、「戦争は、王家の野心、膨れあがった官僚制、君主制の常備軍が推進するのであるから、君主制の廃止は戦争そのものの排除を意味する」というものであった。建国の父祖が戦争、同盟、常備軍などを旧世界に特有な諸属性とみなし、新世界に「君主制の外交、秘密同盟、王朝同士の争い、勢力均衡」を必要としない共和国の建設を待望した所以である<sup>1</sup>。

そこには、共和制に対するほとんど無条件の信頼があった。独立を雄弁に説いたペインは『常識』で、「ヨーロッパの共和国を見ると、どこでも（そしていつでもと言ってよい）平和である。……しかし君主国では平和は永続しないというのは本当だ。……共和国は自然の原理に基づいてできているので、過ちを犯さない」と主張し、戦争を惹起する君主制と平和的な共和制という図式を提示した。初代大統領ワシントンのいわゆる告別演説（1796年）もこの図式に立脚した内容であった。彼はここで、「どうしてわれわれの運命をヨーロッパのどこかの国の運命とからみ合わせて、わが国の平和と繁栄とをヨーロッパの野望・抗争・利害・むら気・気まぐれの争いにもつれ込ませることがあろうか」と述べ、戦火に明け暮れるヨーロッパと平和なアメリカという対比的イメージを確認した。そしてワシントンは「非常事態に対処するには一時的な同盟」を除き、政治的な結びつきをできる限り回避するように呼びかけたのである。

さらにワシントンは共和主義者として、「軍備はいかなる形態の政府下にあっても、自由にとって不幸なものであり、ことに共和主義的な自由にとって敵対的なものとみなすべきものである」と指摘し、「適切な軍備によってつねにしかるべき防衛体制をそなえていくよう」提案した。同じ文脈で、合衆国憲法の父であるマディソンも、「ヨーロッパの自由は、きわめてわずかの例外を除けば、常備軍の犠牲になったことも少なからざる事実である」と観察し、常備軍が共和国の人民の自由を脅かす危険を強調したのである。

ヨーロッパ国際政治に対する建国期アメリカ人の見解をおそらく最も端的に披露したのが、ジェファソンであった。彼は、「ヨーロッパの政治上の利害は、われわれの利害とはまったく別個のものである。ヨーロッパ諸国間の嫉妬、勢力均衡、錯雑した同盟、諸国の政府の形態と原理、これらはみなわが国とは関係のないものである。ヨーロッパ諸国は永久に戦う国である。諸国の精力はもっぱら人民の労働、財産、生命の破壊に費やされている」と言明し、ヨーロッパ国際政治のあり方を弾劾したのである<sup>2</sup>。

かくて新興の共和国アメリカは旧世界の紛争に基本的に関わることなく、ヨーロッパ国際政治に距離を置く孤立主義を実践した。ヨーロッパ国際政治の圏外に身を置く外交路線にあっては、軽武装で十分であった。さらにアメリカは建国初期にフランスとの同盟を解消した後は長く、どの国とも同盟を結ぶことはなかった。つまりアメリカは孤立主義のみならず、非同盟・中立と行動の自由を確保する単独（一方）主義をも外交的伝統としたのである。

## 2. 第一次世界大戦とリベラルな国際主義

### ウィルソンの国際主義の理念

孤立主義に代わり、アメリカ的国際主義の理念を表明したのが、ウィルソン大統領（民主党）であった。彼は第一次世界大戦が起きるや、勢力均衡、同盟を軸とするヨーロッパ国際政治がかくも悲惨な戦争を生んだと確信し、それを超える新たな国際秩序を提唱した。ウィルソンは1917年1月、上院での「勝利なき平和」演説で、「現在の戦争は正当で確かな平和のための闘争であるのか、あるいは単に新たな力の均衡のための闘争であるのか。もしそれが単に新たな力の均衡のための闘争であるならば、誰が新たな取り決めの安定した均衡を保証するのであろうか、保証できるのであろうか。静穏なヨーロッパだけが安定したヨーロッパになり得る。力の均衡ではなく、力の共同体が、組織化された闘争ではなく、組織化された共通の平和がなければならぬ」と主張した。その上で彼は、「今後全ての国々が錯綜する同盟を回避すべきである。同盟はこれらの国々を力の競争に引きずり込み、陰謀と利己的な対立の網に絡み取り、外から侵入する影響によって国内問題を乱すからである。力の協調にあつて錯綜する同盟はない」と語って、ヨーロッパの同盟外交を改めて批判した。ウィルソンはこの日の演説で、恒久平和の基礎が、被統治者の合意にもとづく政府の形成、国際機構の設置、軍縮、公海の自由にあると訴えたのである。

ウィルソンはさらに、翌年1月、14カ条の原則演説で、秘密外交の廃止、公海の自由、通商障壁の撤廃、軍縮、民族自決の原則、国際連盟の設立などを骨子とする国際秩序案を明らかにした。とくに彼の構想の中核を占める国際連盟は、旧来の同盟や勢力均衡に代わ

る集団安全保障の原則により、加盟国が協力して相互の安全を守ることをめざした機構であった。ウィルソンの構想の根底には、民主主義体制の平和志向に対する確信があった。彼は1917年4月、ドイツに対する宣戦布告を求めた議会演説で、「平和の堅固な協調は民主主義国家群の協力によって以外に維持され得ない。いかなる専制的な政府も約束を守ったり、規約を遵守することを信用できない。……世界を民主主義にとって安全なものにしなければならない。その平和は政治的自由の検証済みの基礎に据えられなければならない」と説き、国内体制の民主化が最終的には国際的な平和と安定の要諦であると述べたのである<sup>3</sup>。

ウィルソンはアメリカ的民主主義の普遍性を確信したが、それは重大な欠陥を内包していた。アメリカ社会の深刻な人種差別問題である。ウィルソンはパリ講和会議で、日本が連盟規約に人種平等条項の挿入を提案した時、それに反対し、提案を葬り去った。大統領が日本案を退けた要因の一つに、人種平等条項がアメリカの国内政治・社会に与える否定的な影響があった<sup>4</sup>。

最終的に上院がヴェルサイユ講和条約案に反対したことで、アメリカは国際連盟への加入を拒否した。しかし伝統的なヨーロッパ国際秩序に代わり、国際協調主義、軍縮、民族自決、集団安全保障、開放的な国際経済体制などを基本とするウィルソンの構想は、20世紀アメリカ外交の基調を形成するのである。

### アメリカ外交と日本の登場

アメリカが国際主義的な外交に転換した時、東アジアで鋭く対立したのが日本であった。アメリカは世紀転換期に二度の門戸開放宣言で中国における機会均等、領土的・行政的保全を求めて以来、日本の大陸進出に警戒的であった。日露戦争後の日米の海軍建艦競争、アメリカ西海岸の日系移民排斥運動、さらにウィルソン政権下での日本による対華二十一カ条要求、日米合意を無視したシベリア出兵増派は、日米関係を悪化させた。パリ講和会議における日本のドイツ山東省権益の継承への固執は、ウィルソンの対日不信を一層募らせる行為であった<sup>5</sup>。

1921年に成立したハーディング共和党政権は、対日関係の改善に乗り出した。共和党政権の対日政策の前提は、ヒューズ国務長官によれば、アメリカは中国問題をめぐり日本と戦争をしないというものであった。アメリカはワシントン国際会議で日本との間で海軍軍縮条約をまとめ、中国に関する九カ国条約では日本がすでに有する特殊権益を事実上容認し、さらに太平洋の現状維持に関する四カ国条約に合意した。アメリカ政府内には、当時進んでいた日本の民主化に対する高い評価があった<sup>6</sup>。

ただし共和党政権の外交は日本の立場に配慮しながらも、ウィルソンの国際主義の影響を受けたものであった。つまり海軍の「軍縮」条約、中国での「勢力範囲の創設」を否定する九カ国条約、日英「同盟」を廃止する四カ国条約はヨーロッパ的な外交理念を拒否し、ウィルソンの理念を反映するものであった。ハーディング大統領はワシントン諸条約に対する上院の同意を求めた際、アメリカが旧世界の権力政治に関わることはないことを強調したのである。米仏が主導した不戦条約（1927年）も、戦争の違法化を宣言する点でウィルソンの理念の産物であった。しかもこれらの条約には、「軍事力に対するコミットメントや同盟はなく、防衛に参加する書面での、あるいは道義的な義務もな」かった。もう一つの伝統である単独主義の影響であった<sup>7</sup>。

共和党政権の対日政策に冷水を浴びせたのが、1924年の排日移民法である。この移民法は、連邦議会が主導し、もっぱら国内政治的な諸要因によって成立した法案であった。ヒューズ國務長官は対日関係に及ぼす影響を懸念し、議会の説得に努めたが、拙劣な対応もあり、上院は圧倒的多数で法案を可決した。ヒューズが心配したように、排日移民法は日米関係に暗い影を投げかけた。日米協会の会長であった金子堅太郎は会長職を辞し、新渡戸稲造はこの移民法が存在する限りアメリカの土を踏まないと声明するなど、有力な親米派に大きな衝撃を与えたのである。アメリカ社会の人種問題が日米関係に悪影響を与えた、おそらく最も重要なケースであった<sup>8</sup>。

### 3. リベラルな国際主義と日米戦争

#### 「二度目の機会」

1939年に二度目の世界大戦が始まると、アメリカはすぐにイギリス、フランスに対する経済的・軍事的テコ入れを開始した。アメリカは1937年以降、日本の中国侵攻に対抗し、国民党政権に対する経済・財政支援を行っていたが、日本が1940年秋にドイツ、イタリアと軍事同盟を結んだことに激しく反発した。F.D.ローズヴェルト大統領（民主党）は、これらの「強力な三国」の軍事同盟を「世界制覇」を狙うもの、「無法者のギャング」と非難した。三国軍事同盟は日本がイタリア、ドイツと同じような侵略的・軍事的な膨脹国家であり、非民主的な国家であると確信させた決定的な出来事であった。

ローズヴェルト政権は孤立主義勢力の強い抵抗を押し切り、1941年3月までに武器貸与法を成立させ、連合国に対する大量の経済・軍事援助を始めた。有力な孤立主義者であるヴァンデンバーグ上院議員（共和党）は法案が外交的伝統を放擲し、ヨーロッパの戦争のみならず世界の紛争に関係することを意味すると予測した。「われわれはワシントンの告別演説を放擲し、ヨーロッパ、アジアとアフリカの権力政治と権力戦争に身を投げてしまっ

た。われわれは今や後戻りできない進路への第一歩をしるしたのである。」<sup>9</sup>

アメリカは日本の真珠湾攻撃を契機に第二次世界大戦に参戦すると、ウィルソンの理念に基づいて国際秩序を建設する「二度目の機会」を得た。ローズヴェルトはすでに参戦前、1941年1月の一般教書演説で、四つの自由に立脚する戦後世界を求めると語り、言論と表現の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由—「徹底的な軍備縮小」—をあげた。ローズヴェルトは半年後には、チャーチル英首相とともに大西洋憲章を発表し、領土の不拡大、強制的な領土変更への反対、政治体制の選択の権利、資源への平等なアクセス、公海の自由、「広範かつ永続的な全般的安全保障の確立」、軍縮など、14カ条の原則を彷彿させる言辞で戦後国際秩序構想を打ち上げたのである。アメリカは政治的には国際連合、経済・金融的には国際通貨基金（IMF）・世界銀行・国際貿易機構（ただし実際にはガットのみ設立）を軸に、リベラルな国際秩序をめざした。

ローズヴェルト政権が国際主義的な外交を進める過程で、ヨーロッパ的理念に対する拒否感情に依然として強いものがあつた。熱烈なウィルソン主義者として知られるハル国務長官は、1943年秋のモスクワ外相会議に出席した後、議会報告で、「[四大国外相が戦後の安全保障機構の設立で合意した] 四カ国宣言が履行されるに伴い、もはや勢力範囲や同盟や勢力均衡、あるいはいかなる特殊な取り決めも—不幸にも過去において諸国家がそれらを通して自国の安全保障を守ったり、国益を増進してきた—不要になろう」と保証した。

ハルよりもはるかに権力政治的な思考になじむ大統領でさえも、戦後の国際秩序をウィルソンの修辞で説明した。ローズヴェルトは、国連の創設をめぐるダンバートン・オークス会談について、「われわれは戦争から解放される世界の構築を試みている」と説明した。彼はさらにヤルタ会議から帰国後、「クリミア会談は、一方的な行為、排他的な同盟、勢力圏、勢力均衡、何世紀にも渡って試みられ、失敗してきた他の手段に終止符を打つべきものである。われわれはすべてのこれらに代わり、あらゆる平和愛好国がついに参加する機会を得た普遍的な機構を提案する」と言明したのである<sup>10</sup>。

アメリカが主唱した国際連合は1945年春までに創設された。国連憲章は第51条で、武力攻撃に対する加盟国固有の個別的・集団的自衛権を確認し、第52条で、国際連合の目的と原則に一致することを条件に、国際平和と安全の維持のために「地域的取極又は地域的機関」の存立を容認した。つまり国連憲章によれば、地域的な取り極めと普遍的国際機構の併存は可能であった<sup>11</sup>。

### 東アジア・太平洋国際秩序の構築

アメリカは戦前とは異なり、戦後は東アジア・太平洋秩序の維持にあたり軍事的コミッ

トメントを行う用意があった。国務省の日本問題専門家のヴァレンタインは、1944年、「太平洋の将来の安全と秩序の責任は主にアメリカにふりかかるであろう。その責任は東アジアと西太平洋を一つの単位として注意深く統合された（経済的、政治的、そして軍事的な）政策を必要としている」と言明した。軍部は大統領の指示に従い、太平洋地域に多くの空・海軍基地を設置する戦後計画を立案していた。もちろんそれは国際連合の枠組みでの軍事的な関与であった。

アメリカの東アジア・太平洋政策の中心は国民党中国にあった。日本についてはアジアの近隣諸国、そしてアメリカの安全に二度と脅威を与えない存在にすることであった。トルーマン大統領（民主党）がマッカーサー占領軍最高司令官に送った対日占領政策目標は、「日本国が再び米国の脅威となり、あるいは世界の平和と安全の脅威にならぬことを確実にする」、「他国家の権利を尊重し、国際連合憲章の理想と原則に示された米国の目的を支持する平和的で責任ある政府を最終的に樹立すること。米国はこのような政府ができる限り民主主義的自治の原則に合致することを希望する」というものであった。アメリカは日本の非軍国主義化を徹底し、民主的改革を実行することで、日本を平和的な民主主義国家として再建することをめざしたのである<sup>12</sup>。

太平洋戦争は、アメリカ社会の人種差別を是正する重要な外圧となった。アメリカは、アジアで日本が有色人種のために白人勢力を追放すべく戦っているという主張に対抗するとともに、同盟国である中国に対して外交的配慮を示す必要があった。議会は1943年に、1882年以来の中国系移民に対する差別法案を撤廃し、彼らの帰化権を容認する法案を可決した。1946年にはインド系とフィリピン系に対する法的差別が撤廃された<sup>13</sup>。

#### 4. アメリカ的同盟の形成と日本

##### 西ヨーロッパ諸国との同盟

第二次世界大戦の終了後まもなくして冷戦が始まった。アメリカの解釈では、米ソの闘争は1947年3月12日の演説でトルーマン大統領が国民に説いたように、「二つの生活様式」をめぐる争いであった。トルーマン政権は国務省のケナンの提案に基づき、ソ連の膨脹に対する封じ込め政策に着手した。アメリカは西ヨーロッパ経済の再建のために大規模な援助に乗り出す（マーシャル援助）とともに、軍事的保障の供与を検討した。

だがアメリカが建国以来初めて平時においてヨーロッパ諸国との軍事同盟に入る時、それは旧来の同盟ではなく、国連の集団安全保障体制と結びつけることが必要であった。この頃までに国際主義者に転向したヴァンデンバーグ上院議員（上院外交委員長）は政府との協議を経て、1948年6月、いわゆるヴァンデンバーグ決議を上院で成立させた。この決

議は、「憲法上の手続きに従い国際連合憲章の範囲内で」、「継続的かつ効果的な自助及び相互援助を基礎とし、かつ、合衆国の国家的安全に影響のある地域的その他の集団的取極に合衆国が憲法上の手続きに従って参加すること」、「合衆国の国家的安全に影響を及ぼす武力攻撃が発生する場合には第 51 条に基づき個別的又は集団的自衛権を行使するという合衆国の決意」を謳ったのである。

ヴァンデンバーグ決議をもとに、アメリカと西ヨーロッパ諸国との協議は 1949 年 4 月の北大西洋条約に発展した。北大西洋条約第 5 条は、加盟国が武力攻撃を受けた場合に国連憲章第 51 条に基づく個別的・集団的自衛権の発動を宣言した。ただし注意すべきことに、この同盟条約にかかわらずアメリカの単独主義は維持された。条約第 5 条でアメリカは有事の際に軍事力の行使を無条件で約束したわけではなかったからである。条約案の上院審議の過程でアチソン国務長官は、アメリカの参戦が義務付けられないように要求するコナリー外交委員長（民主党）やヴァンデンバーグの主張に直面すると、西ヨーロッパ諸国の不満を退け、議会に歩み寄った。アチソンは最終的に、第 5 条につき有事の際にアメリカがとるべき行動についてアメリカ側に自主的な裁量権を残すように修正することで妥協したのである<sup>14</sup>。

### 日本との「同盟」の形成

冷戦のアジアへの波及、中国情勢の悪化は、アメリカの東アジア戦略の再検討を迫った。ケナンは日本の民主化は十分に成果をあげたと述べ、今後は経済復興に重点を移行し、中国に代わって日本を核とする東アジア戦略を打ちだした。ケナンの構想は、NSC13/2「アメリカの対日政策に関する勧告」（1948 年 10 月）となって結実した。

アメリカ政府は日本の安全保障については一時、北大西洋条約機構（NATO）に倣ったアジア・太平洋の多国間集団防衛機構の設立を検討したが、最終的には二国間の「安全保障条約」を締結する方針をとった。これはもちろんアメリカの立場では、旧来の同盟ではなかった。日米安保条約—「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」—は前文で、日本が集団的安全保障取り極めを締結する権利を有すること、国連憲章は全ての国が個別的・集団的な自衛の権利を有することを認めていることを確認した上で、「これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として」、米軍の駐留を希望すると述べたのである。

ただしこの条約は前後に結ばれた米比相互防衛条約、ANZUS 条約、あるいは米韓相互防衛条約とは異なり、相互防衛・相互安全保障条約ではなかった。日本側は安保条約を国連憲章第 51 条に基づく集団的自衛権の枠での設定を望んだが、アメリカは拒否した。日本

が軍備も自衛の手段も有しておらず、ヴァンデンバーグ決議が規定する「継続的かつ効果的な自助及び相互援助」という条件を満たしていないからであった。

日米安保条約においても、アメリカの単独主義は健在であった。この条約は「極東における国際の平和と安定の維持」のために、アメリカが日本防衛の義務を負うことなく在日米軍を使用することができ、しかもどのような行動をとるのかの判断はアメリカ側にあったのである。

したがって確かに、日米安保条約は本質的にアメリカの旧敗戦国に対する駐軍協定であった。つまりこの条約には日本に対する拭いがたい不信が内在していた点で、ソ連や中国に対抗するばかりではなく、日本の脅威の再現に対する「二重の封じ込め」の狙いがあった。アメリカの対日不安は、講和条約発効後まもなくして採択した NSC125/2「アメリカの日本に対する目標と行動方針」（1952年8月）で、日本がやがてアメリカ離れをおこし、中立主義に傾斜するばかりか、中ソに接近する可能性を懸念したことから明らかであった。

アメリカは日本との間で安保条約を締結する一方で、日本をアメリカ主導の国際経済・金融体制に統合する政策を進めた。アメリカは日本と友好通商航海条約を結んで最恵国待遇を与え、日本の IMF・世銀、ガット加入を積極的に支援した。アメリカはまた国内市場を日本製品に開放し、日本の経済復興を助けたのである。さらにダレス大統領特使が 1951年1月に訪日し吉田首相と講和条約、日本の再軍備を協議した時、ロックフェラー三世を帯同した。戦前に訪日した経験をもち、日本文化に親しむロックフェラーは高木八尺、樺山愛輔、松本重治ら親米派知識人と会談し、文化交流を検討した。ロックフェラーの訪日は国際文化会館の設立（1955年）につながるのである。すでに対日占領政策の転換を規定した NSC13/2 は文化協力の推進も謳っており、占領期にはいわゆるガリオア資金をもとに日本人のアメリカ留学が行われた。1952年には正式に日米間でフルブライト計画の交流が始まったのである<sup>15</sup>。

かくてアメリカが 1950年代初頭までに日本との間で築きあげた「同盟」は重層的であった。それは西ヨーロッパ諸国との同盟と同様に、単なる軍事的次元に留まることなく、経済・文化的次元を含めた総合的な関係であった。アメリカは政治、軍事、経済、文化的な手段によって、日本をリベラルな国際秩序に統合することをめざしたのである。

しかもアメリカの対日「同盟」は、平時においてアジアの有色人種国家との事実上初めての同盟であった。アメリカはフィリピンと相互安全保障条約を日米安保条約に先立って結んだが、フィリピンは旧植民地であり、日本と同列に論じることはできなかった。この意味で、1952年6月に 1924年移民法で移民を禁じたアジア系に対して僅かながら移民割

当を行うウォルター・マッカラン移民法が成立したことは重要であった。そこには、アジアの反共諸国に対する外交的な配慮があったからである<sup>16</sup>。

この間、冷戦の開始、長期化の様相は、アメリカ人の軍備に対する見方を根本的に変えていた。トルーマン大統領は本来財政保守主義者であり、赤字財政を常に懸念し、軍事費の削減を望んだ。彼は朝鮮戦争後の大幅な国防費伸張についても、危惧を洩らしていたのである。共和党保守派のタフト上院議員はより直接的であった。彼は上院本会議で、朝鮮戦争後の軍拡をやり玉にあげ、「わが国が経験したことがないような長期にわたる重大な軍事化」を憂慮し、軍事機構の肥大化が「合衆国人民の自由を脅かしている」と批判したのである。アイゼンハワー大統領（共和党）も、大規模な国防予算の継続的支出が「民主主義的な生活様式」に与える脅威を危惧し、その抑制に努めた。彼は1961年1月の告別演説で、巨大な軍事機構と軍需産業の結合—「軍産複合体」—が「自由と民主的過程」を危うくすると警告した。しかし冷戦の長期化とともに、これらの主張は支持を失っていった。1960年の大統領選挙が示すように、軍事費が政治問題化するならば、それは多すぎることではなく、十分に支出されていないというものであった。この年の民主党と共和党の大統領候補となったケネディ、ニクソンはともにアイゼンハワー大統領が年額400億ドル台前半に抑え込んだ軍事費の増額に賛成であった。膨大な軍事予算、巨大な軍備は共和国の理念に反するという見解は、もはや少数意見であった<sup>17</sup>。

## 5. 日米同盟へ

アメリカは1958年夏までに、日本の安保条約改定の要請に応ずる決定を下した。その背景には、アメリカがかねて待望してきた保守合同が1955年に成立し、自由民主党が長期的に政権を掌握する状況を示していること、とくに保守合同を演出し、アメリカが高く評価する岸信介が1957年2月に首相に就任したこと、ソ連の人工衛星の打ち上げ（1957年10月）によって動揺する西側同盟国の結束をはかる必要があると判断したことがあった。しかもこの頃沖縄では反米・反基地闘争が高揚していた。ダレス国務長官が1958年1月末、マッカーサー大使に沖縄・日本政策の再検討を命じたことが契機となり、9月までにアメリカ政府は安保改定を決断したのである。

最終的に1960年1月に調印された新日米安保条約はやはり相互安全保障条約ではなく、旧条約と同様に、その本質は、日本のアメリカへの基地提供とアメリカの安全保障を交換する「物と人との協力」であった。さらに有事の際にアメリカがどのような行動をとるのか、それは依然としてアメリカの裁量下にあった。第5条は、「各締結国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うく

するものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と規定したに過ぎなかったのである。

しかし新条約の正式名称が「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」となったことは、示唆的であった。アメリカは日本の不満、不平等な条件を取り除き、本文の第1条で国連と安保条約の関係を明示し、第2条で経済協力を謳うなど、より対等な形式と内容に同意したのである。新安保条約の調印（1960年1月）は日米関係の転機となった。1960年6月に採択されたNSC6008/1「アメリカの対日政策」は、NSC125/2のように日本の動向に対する懸念を示すことはなかった。この報告書は日本の戦略的重要性、「素晴らしい」経済復興を指摘した後、日本の国際的な役割の増大、とくに経済的な貢献を求め、1960年代日本に対する大きな期待を表明したのである。

まもなく日本に新大使として赴任したライシャワーが、日米「イーコール・パートナーシップ」を唱えたことは象徴的であった。ケネディ政権のロストウ国務省政策企画委員長が中心となって策定した「基本的な国家安全保障政策」文書（1962年6月）は、ヨーロッパ、カナダと日本が「北方の中核層」を構成すると指摘し、日本を北米・西欧と並んで重視した。国務省は1962年春の対日政策文書で、「アメリカは日本を東アジアの主要な同盟国 ally と見なす」と述べ、日米「同盟 alliance」の重要性を強調した。アメリカ政府が政策文書で日本、あるいは日本との関係を同盟国 ally、同盟 alliance と形容したのは、おそらく初めてのことであった。対日関係は明らかに、新たな段階に入った感があった<sup>18</sup>。

おりからアメリカでは、公民権運動が高揚し、1965年までに二つの画期的な公民権法案と西ヨーロッパ偏重の移民割当を廃した1965年移民法が成立するところであった。これらは民主的な多文化社会に向けた歩みであるばかりか、外交的にも大きな成果であり、対日関係に好ましい影響を与えたのである。

## おわりに

アメリカは伝統的に、同盟をヨーロッパ的国際秩序の属性として拒否してきた。第二次世界大戦が終わり、冷戦が始まると、アメリカは西ヨーロッパ諸国や日本と安保条約を結んだが、これらを普遍的な組織である国連の集団安全保障と何らかの形で結びつけることで、旧来の同盟条約ではないという体裁をとった。さらにこれらの安全保障条約によっても、アメリカの単独主義の伝統は健在であった。

アメリカの同盟の特徴はヨーロッパ諸国のかつての同盟とは異なり、単なる軍事協力に終始するのではなく、経済・文化協力を含む総体的、総合的な協力関係を構築することにあった。そこには、米ソ闘争を「二つの生活様式をめぐる争い」と把握し、ソ連に対抗す

るアメリカの冷戦観が反映されていた。しかも対日本同盟はアメリカにとって事実上最初の有色人種国家との同盟であった。その意味でアメリカ社会の民主化、とりわけ人種差別の是正は歓迎すべき展開であった。

アメリカが太平洋戦争後日本と築きあげた関係について、ケナンは1960年代半ばに、「多かれ少なかれ、状況の産物であり、物の見方の一致、あるいは伝統の共有」から生まれたものではないと指摘した。これは確かに、歴史的、文化的、エスニック的なつながりを共有するヨーロッパ諸国との同盟を念頭に置いた、的確な分析であった。それだけに、アメリカの対日本同盟の形成と発展は、アメリカ的同盟の特徴とともにアメリカ社会の変容を映し出す興味深いケースと思われる<sup>19</sup>。

— 注 —

- <sup>1</sup> Gordon S. Wood, *The American Revolution: A History* (New York: The Modern Library, 2002), p. 106.
- <sup>2</sup> トーマス・ペイン／小松春雄訳『コモン・センス 他三編』(岩波文庫、1976年) 61-62頁。ワシントン演説(斉藤真訳)は、小原敬士編『アメリカ軍産複合体の研究』(日本国際問題研究所、1971年) 211-12頁。マディソンは、A・ハミルトン、J・ジェイ、J・マディソン／斉藤真・武則忠見訳『ザ・フェデラリスト』(福村出版、1991年) 200、201頁。ジェファソンは、有賀貞「アメリカ外交の伝統」本間長世編『アメリカと世界』(研究社、1976年) 29頁。
- <sup>3</sup> George McLean Harper, ed., *President Wilson's Addresses* (Boston: IndyPublish, 2007), pp. 153, 156, 173, 208-13.
- <sup>4</sup> 高原秀介『ウィルソン外交と日本—理想と現実の間 1913—1921』(創文社、2006年) 258-82頁。
- <sup>5</sup> 寺本康俊、簗原俊洋「日露戦争と日米台頭の時代 1895—1908年」、簗原俊洋、高原秀介、村井良太「第一次世界大戦と日米関係の調整 1909—19年」五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、2007年)。
- <sup>6</sup> 有賀貞「年報政治学 1969 協調による抑制—アメリカ」日本政治学会編『年報政治学 1969 国際緊張緩和の政治過程』(岩波書店、1970年)。
- <sup>7</sup> Selig Adler, *The Isolationist Impulse: Its Twentieth Century Reaction* (New York: The Free Press, 1957), p. 142.
- <sup>8</sup> 簗原俊洋『排日移民法と日米関係—「埴原書簡」の真相とその「重大なる結果」』(岩波書店、2002年)。
- <sup>9</sup> Robert A. Divine, *Second Chance: The Triumph of Internationalism in America During World War II* (New York: Atheneum, 1967); David Reynolds, *From Munich to Pearl Harbor: Roosevelt's America and the Origins of the Second World War* (Chicago: Ivan R. Dee, 2001), pp. 106-7; J. Peter Scoblic, *U.S. vs. Them: Conservatism in the Age of Nuclear Terror* (New York: Penguin Books, 2008), p. 11.
- <sup>10</sup> 佐々木卓也「西欧国際体系とアメリカ外交の軌跡」吉川元・加藤普章編『国際政治の行方—グローバル化とウェストファリア体制の変容』(ナカニシヤ出版、2004年) 274-75頁。
- <sup>11</sup> 西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連 1945-1950』(東京大学出版会、1992年) 7-38頁。
- <sup>12</sup> Yoneyuki Sugita, *Pitfall or Panacea: The Irony of US Power in Occupied Japan, 1945-1952* (New York: Routledge, 2003), p. 2. 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』(講談社学術文庫、2005年) 175-76頁。
- <sup>13</sup> 油井大三郎『なぜ戦争観は衝突するのか—日本とアメリカ』(岩波現代文庫、2007年) 69頁。
- <sup>14</sup> Timothy P. Ireland, *Creating the Entangling Alliance: The Origins of the North Atlantic Treaty Organization* (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1981), pp. 80-114; Don Cook, *Forging the Alliance: The Birth of the NATO Treaty and the Dramatic Transformation of U.S. Foreign Policy Between 1945 and 1950* (New York: Arbor House, 1989), pp. 204-14.
- <sup>15</sup> 五十嵐武士『戦後日米関係の形成—講和・安保と冷戦後の視点にたつて』(講談社学術文庫、1995年)。
- 松本重治／聞き手國弘正雄『昭和史への一証言』(たちばな出版、2001年) 313-25頁。
- <sup>16</sup> ケント・E・カルダー／渡辺将人訳『日米同盟の静かなる危機』(ウェッジ、2008年) 131-38頁。

- <sup>17</sup> 佐々木「西欧国際体系とアメリカ外交の軌跡」277頁。Michael S. Sherry, *In the Shadow of War: the United States since the 1930s* (New Haven: Yale University Press, 1995), pp. 188-236.
- <sup>18</sup> 坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』(有斐閣、2000年)。佐々木卓也、中西寛「日米協調の果実 1960年代」五百旗頭『日米関係史』。傍点は筆者。
- <sup>19</sup> ジョージ・ケナン／松本重治編訳『アメリカ外交の基本問題』(岩波書店、1965年) 28頁。